

東京高裁 行政訴訟(M) 判決！！ 10月2日13時10分から424号法廷

本日11時00分より、東京高等裁判所824号法廷において、行政訴訟(M)「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、組合法第7条第3号にあたる不当労働行為である」と愛知県労働委員会に救済申立を行った事件の口頭弁論が開廷されました。

本日の第3回口頭弁論は、第1回(1月21日)、第2回(4月10日)に引き続き開廷されたのです。

冒頭、裁判長は、「これで、双方の提出する書類は全部が出そろい議論は終結しようと思いません。次回は判決とします。」と延べられ、会社側弁護士に対して「何かありますか」と尋ねた後、若干の質問を行いました。

- 裁判長： 今も、このような「張り紙」について、「小競り合い」というのはあるんですか。
会社弁護士： 「小競り合い」という表現は、チョット・・・。
裁判長： いや、これらについては・・・、どうですか。
会社弁護士： その要件において、撤去する事は無いかと、・・・思いますが。
裁判長： それに対して、抑制的にやっているのですか。どうですか・・・要件に達しているとか、組合が大人になってとか。
会社弁護士： いや～、それは～、その～、抑制的といいますか。要件に従ってといいますか。
裁判長： 今の現状を参考に、お聞きしたまでです。今後は、このような「争い事」は無いのですか。
会社弁護士： いや～、その～、無いとは聞いて・・・思いますが。

2012年6月、大阪府労働委員会に救済申立を行った大阪仕業検査車両所における「組合掲示物不当撤去事件(府労委P)」は、これまで7回の調査を経て、いよいよ証人尋問が開始されます。また、2013年6月11日に、静岡地本は「組合掲示物不当撤去」に対して静岡県労働委員会に不当労働行為申立を行いました。しかし、会社は今回の口頭弁論で、このことには一切触れることなく誤魔化そうとしています。

会社は、裁判所の「判決」に従え！